

平成28年度

山梨県交通安全実施計画

山梨県交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき作成した第10次山梨県交通安全計画の1年目の実施計画として、山梨県及び国の地方行政機関が陸上交通の安全等に関して本年度に推進すべき具体的施策をまとめたものです。

第10次山梨県交通安全計画では、交通事故のない社会を目指し、これまで実施してきた幅広い対策を継続するとともに、高齢者の歩行中の死亡事故、二輪車による死亡事故、飲酒運転による事故、シートベルト非着用による死亡事故といった本県の交通事故の特徴に対応した対策を重点的に展開するという考え方の下、平成32年に交通事故発生件数を4,400件以下、交通事故死者数を30人以下に抑えるという数値目標を設定しました。

高齢人口の増加等に伴い全国的に交通事故死者数に下げ止まりの傾向が出はじめている中、この目標を達成できるように、各関係機関が連携を強化し、この実施計画に掲げた施策を着実に実施して参ります。

平成28年度 山梨県交通安全実施計画

目 次

1 道路交通の安全	1
第1 道路交通環境の整備	2
1 交通安全施設等の整備	2
交通規制課、甲府河川国道事務所、中日本高速道路株式会社、耕地課 治山林道課、道路整備課、道路管理課、道路公社	
2 交通環境の整備	10
道路管理課、交通規制課、甲府河川国道事務所、子育て支援課、都市計画課	
第2 交通安全思想の普及徹底	16
1 段階的かつ体系的、効果的な交通安全教育の普及・推進	16
私学・科学振興課、スポーツ健康課、義務教育課、高校教育課、社会教育課 子育て支援課、健康長寿推進課、交通政策課、交通企画課	
2 交通安全に関する普及啓発活動の推進	22
交通政策課、森林環境総務課、交通企画課、交通指導課、運転免許課	
3 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	27
交通政策課	
4 市町村の交通安全対策推進に対する働きかけ	27
交通政策課	
第3 安全運転の確保	28
1 運転者教育等の充実	28
運転免許課、甲府保護観察所、関東運輸局山梨運輸支局	
2 運転免許制度の改善	31
運転免許課	
3 安全運転管理の推進	32
交通企画課	
4 自動車運送事業者の安全対策の充実	33
関東運輸局山梨運輸支局	

5	交通労働災害の防止等 -----	3 4
	山梨労働局	
6	道路交通に関する情報の充実 -----	3 5
	甲府地方气象台、甲府河川国道事務所、道路管理課、交通規制課 関東総合通信局	
第4	車両の安全性の確保 -----	3 9
1	自動車アセスメント情報の提供等 -----	3 9
	関東運輸局山梨運輸支局	
2	自動車の検査及び点検整備の充実 -----	3 9
	関東運輸局山梨運輸支局	
3	リコール制度の充実・強化 -----	4 1
	関東運輸局山梨運輸支局	
4	自転車の安全性の確保 -----	4 1
	交通企画課	
第5	道路交通秩序の維持 -----	4 2
1	交通指導取締りの強化等 -----	4 2
	交通指導課、甲府河川国道事務所、高速道路交通警察隊	
2	交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化 -----	4 5
	交通指導課	
3	暴走族対策の強化 -----	4 6
	交通政策課、交通指導課	
第6	救助・救急活動の充実 -----	4 7
1	救助・救急体制の整備 -----	4 7
	消防保安課	
2	救急医療体制の充実 -----	4 8
	医務課	
第7	被害者支援の充実と推進 -----	4 9
1	自動車損害賠償保険制度の充実等 -----	4 9
	関東運輸局山梨運輸支局	

2 損害賠償の請求についての援助等	5 0
県民生活センター	

3 交通事故被害者支援の充実強化	5 1
関東運輸局山梨運輸支局、甲府地方検察庁、高校教育課	

2 鉄道交通の安全

5 5

第1 鉄道交通環境の整備

5 6

1 線路施設、信号、保安設備等の整備	5 6
東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、富士急行株式会社	

第2 鉄道の安全な運行の確保

5 9

1 全 般	5 9
東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、富士急行株式会社	

2 気象情報等の充実	6 2
甲府地方気象台	

3 踏切道における交通の安全

6 3

第1 踏切道における交通の安全

6 4

1 全 般	6 4
東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、富士急行株式会社	

1 道路交通の安全

第1 道路交通環境の整備
1 交通安全施設等の整備

実施機関	県公安委員会（警察本部交通規制課）		
1 実施計画の方針及び重点			
<p>交通事故抑止・事故危険箇所対策・新設道路対策・通学路対策及び交通バリアフリー対策などの各種交通安全対策とともに信号機等交通安全施設の改良・更新等を推進し、地域住民等の安全で安心な生活環境を確保するための道路交通環境整備対策を推進する。</p>			
2 実施計画の内容			
特定交通安全施設等整備事業（平成28年度当初予算）			
区 分	事業量	事業費（千円）	
交通管制機器等の更新		104,718	
交通信号機の改良等	67基	92,584	
その他		261,818	
合計		459,120	
県単交通安全施設等整備事業（平成28年度当初予算）			
区 分	事業量	事業費（千円）	
交通信号機	8基	63,021	
道路標識	564本	49,090	
道路標示	74,290m	57,833	
その他		49,272	
合計		219,216	

実施機関

国土交通省甲府河川国道事務所

1 実施計画の方針及び重点

交通の安全と円滑化を図るため、公安委員会、関係機関と連携を図り、道路の改良、道路標識及び区画線等の整備を推進する。

2 実施計画の内容

(平成28年度当初)

箇所名		事業費 (千円)	備考
国道20号	四方津地区歩道整備（上野原市）	12,000	新規事業化
	初狩地区歩道整備（大月市）	45,000	
	武川地区歩道整備（北杜市）	6,000	新規事業化
国道52号	鯉沢地区歩道整備（富士川町）	90,000	
	貢川地区歩道整備（甲府市）	90,000	
国道138号	山中湖自転車歩行者道整備（山中湖村）	144,000	
国道139号	本栖地区歩道整備（富士河口湖町）	87,000	
	精進湖入口交差点改良（富士河口湖町）	90,000	
	上暮地歩道整備（富士吉田市）	78,000	
	都留文大入口交差点改良（都留市）	30,000	
I 種		672,000	
II 種		300,000	
事業費（I 種＋II 種）合計		972,000	

実施機関	中日本高速道路株式会社八王子支社 甲府保全・サービスセンター 大月保全・サービスセンター
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>私たちは、常に変革と向上を求め「安心・安全・快適で時代をリードする高速道路空間」を提供します。</p> <p>そのためには、交通安全施設の整備、適切な維持管理、情報提供の充実を図ることで交通事故防止や高速道路の改善をグループ一体で取り組んでいきます。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高機能舗装による路面改良を推進し、安全・安心・快適な高速道路路面を提供する。 (2) 道路情報設備やポスター・パンフレットなどの広報物の配布・掲示や交通安全セミナーの実施により交通安全に対する啓発を積極的に実施し事故防止を図る。 (3) 路上停止の故障車に対しては、後尾警戒と併せて、乗員に高速道路の危険性を説明するなど、事故の未然防止を図る。 (4) ETCレーンにおける安全性の向上に努める。 (5) 逆走防止装置を活用し、安全対策を高める。 (6) 双葉SA・談合坂SAなどの休憩施設で、交通安全に係る啓発活動を積極的に実施する。 (7) 双葉SA・談合坂SAにおける混雑及び渋滞対策を推進する。 (8) 警察機関等と一体となった交通安全対策をさらに強化する。 (9) 交通安全セミナーを積極的に開催し、事故発生状況や安全のポイントなどを直接お客さまに伝え、安全運転の向上を図る。 	

実施機関	県農政部（耕地課）
------	-----------

1 実施計画の方針及び重点

農道整備事業は、農産物の流通や地域振興を図る広域農道などの基幹農道から営農の利便性を図る耕作道路などまで、地域の特性を生かした整備を進める。

農道の安全対策については、地域営農の実体を踏まえた中で、安全かつ円滑な交通が確保されるよう、特に防護柵や標識などの安全施設を重点に整備する。

2 実施計画の内容 H28

種 別	地区数	区 分	事 業 量 (m)	事 業 費 (千円)
国庫補助事業	25	農道整備	5,366	1,365,000
		安全施設等整備	—	0
県単事業	2	農道整備	—	247,000
		安全施設等整備	—	0
合 計				1,612,000

実施機関	県森林環境部（治山林道課）
------	---------------

1 実施計画の方針及び重点

林道は、急峻な山岳地帯に位置し、事故の発生要因の多い道路であることから、交通の安全確保を図るため、軟弱路肩、急カーブ、法面の崩落等の改良及び舗装、ガードレール、落石防護施設、標識板等の設置・修繕を行うとともに、大雨、降雪などの異常気象時においては通行規制を実施する。

2 実施計画の内容

種 別	区 分	事 業 量		
		路線数(箇所)	延 長 (m)	事 業 費 (千円)
国庫補助事業	林道改良	6	1,047	265,090
	林道舗装	4	1,888	84,000
県単事業	林道整備	55	—	94,784
計		65	2,935	443,874

実施機関

県県土整備部（道路整備課）

1 実施計画の方針及び重点

一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路やこれと連携して骨格道路網を構成する地域高規格道路をはじめ、住民の日常生活を支える国・県道の整備を推進し、交流を支える交通体系を充実させ、安全な道路交通環境の形成を図る。

2 実施計画の内容

事業名	路線名	事業費(千円)
国道橋りょう改築費	国道140号	2,445,990
県道橋りょう改築費	韮崎南アルプス中央線	31,650
緊急道路整備改築費	国道411号 外70路線	8,083,081
広域連携道路事業費	高畑谷村停車場線 外34路線	1,899,000
県単独道路改築費	甲府南アルプス線 外58路線	2,066,487
道路橋りょう管理費		1,186
合計		14,527,394

実施機関	県県土整備部（道路管理課）
------	---------------

1 実施計画の方針及び重点

緊急輸送路に指定されている道路を中心に防震災対策工事を実施して、安全性・信頼性の高い道路網の形成を図る。

2 実施計画の内容

事業名	路線名	事業費（千円）
緊急道路整備修繕費	国道411号 外45路線	2,961,799
広域連携道路修繕費	国道140号 外9路線	375,413
合 計		3,337,212

実施機関	県県土整備部（道路管理課）
------	---------------

1 実施計画の方針及び重点

歩行者、自転車利用者の保護を重点とし、歩道、自転車歩行者道等の整備をはじめ、道路標識、防護柵及び安全照明等を整備する。

2 実施計画の内容

(1) 緊急道路整備修繕事業（交通安全関係）

区 分	事業内容	事業費（千円）
歩道	工事1. 60 km、用地買収、設計	783,707
交差点改良	工事3箇所、用地買収	174,075
安全施設	工事1式	154,388
合 計		1,112,170

(2) 広域連携道路修繕事業（交通安全関係）

区 分	事 業 内 容	事 業 費 (千円)
歩 道	工事、用地買収	168,800
安 全 施 設	工事	5,275
合 計		174,075

(3) 県単独交通対策道路事業

区 分	路 線 名 等	事 業 費 (千円)
交差点改良等	甲府精進湖線外	106,534
事故危険箇所対策	甲府韮崎線外	44,800
標識・区画線・防護策等	中下条甲府線外	116,480
合 計		267,814

実施機関

山梨県道路公社

1 実施計画の方針及び重点

道路を常時良好な状態に保つよう努めるとともに、道路施設の整備を実施するなど、交通の安全と円滑化を図る。

2 実施計画の内容

区 分	単 位	事 業 量	事 業 費 (千円)
防護柵設置・補修	km	0.1	2,200
区画線設置・補修	km	10	4,500
舗装補修	m ²	5,500	27,000
合 計			33,700

2 交通環境の整備

実施機関	県県土整備部（道路管理課） 県公安委員会（警察本部交通規制課）
<p>1 実施計画の方針及び内容</p> <p>交通事故を防止するための各種交通安全対策を推進し、交通事故総量の抑制を図るとともに、地域住民等の安全な通行権の確保など安全で住みよい生活環境を確保するための各種対策を推進する。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 歩行者等の安全通行の確保</p> <p>ア 歩行空間のバリアフリー化の推進 高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、新バリアフリー法による安全かつ安心して歩行できる空間の確保対策を推進する。</p> <p>イ 通学路対策の推進 通学路における安全対策は、通学児童・生徒を交通事故から守る観点から継続的かつ集中的に行う必要性の高い対策であることから、ゾーン30等を含めた交通規制、交通安全施設の整備、道路管理者と連携した交通安全対策を実施していく。</p> <p>(2) 幹線道路等における交通の安全と円滑の確保</p> <p>事故危険箇所対策の推進 第3次社会資本整備重点計画（平成24年度～28年度）における事故危険箇所（県管理27箇所）について、交通事故分析を行うとともに事故要因に沿った効果的な各種対策を推進する。</p> <p>(3) 交通安全施設の整備</p> <p>ア 施設の改良・更新 道路交通環境の変化や信号機等交通安全施設の老朽化等による施設の機能低下・故障等に対応するため、信号機改良や道路標示を始めとする施設更新等の事業を推進する。</p> <p>イ 高度道路交通システム（ITS）の推進 新交通管理システム（UTMS）等の整備促進を図るため、交通情報収集提供装置（光ビーコン）の更新整備を進め、安全運転支援システムの整備基盤の拡充を図る。</p> <p>(4) 災害対策基本法に基づく交通規制等の措置の強化</p> <p>災害発生時は、緊急交通路を確保し、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。 災害対策基本法に基づく通行禁止等の交通規制を迅速かつ的確に行うため、信号制御や災害用規制標示により、被災地への車両の流入を抑制するとともに、迂回指示や広報を行い、併せて災害等により停電が発生しても自動的に信号機を点灯させる交通信号機電源付加装置の整備を推進する。</p>	

(5) 道路法に基づく交通規制等の措置の推進

- ア 道路構造との関係において、必要とされる車両の通行制限違反に対する指導を強力に実施する。
- イ 災害、異常気象等に伴う交通事故の発生を防止するため、関係機関と協力して異常気象、地すべり、落石等の車両の通行に危険を及ぼすおそれのある場合の交通規制に関する基準に基づき適切な交通規制を実施する。
- ウ 車両積載物の落下防止等の措置制限に基づき積載の不相当車両の指導を強化する。

実施機関	国土交通省甲府河川国道事務所
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 歩行者等の通行の安全確保 (2) 幹線道路等における交通の安全と円滑化 (3) 交通安全施設の整備・更新 (4) 道路占用の適正化 (5) 道路法に基づく通行の規制又は制限</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 歩行者等の通行の安全確保</p> <p>ア 暮らしの道の安全対策の推進 外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンプや狭さくの設定等によるエリア内への通過車両の抑制対策を推進する。</p> <p>イ 歩行空間バリアフリー化の推進 乗降者数の多い主要駅及び県内の高齢者の施設や学校周辺等において、歩道の整備、歩道の段差・勾配等の改善を推進する。</p> <p>ウ 安全・快適な歩行者通行及び自転車利用環境の整備 車両と歩行者等の交通が分離されていないため歩行者等の交通事故が発生する恐れが大きいと認められる道路及び通学路など、整備が必要と認められる道路について歩道・自転車道等の整備を推進する。</p> <p>(2) 幹線道路等における交通の安全と円滑の確保</p> <p>ア 第3次社会資本整備重点計画（平成24年度～28年度）における事故危険箇所（直轄17箇所）について、交通事故分析を行うとともに事故原因に沿った効果的な各種対策を推進する。</p> <p>イ 「事故ゼロプラン」に基づいて選定した事故対策が優先的に必要な箇所（直轄H22：37箇所、H23：3箇所、H25：120箇所、H26：2箇所、H27：4箇所）について、事故原因に沿った効果的な各種対策を推進。</p> <p>(3) 交通安全施設の整備・更新</p> <p>ア 区画線の老朽化に伴う更新を実施する。</p> <p>イ 道路標識の更新整備等を継続して推進する。</p> <p>(4) 道路占用の適正化</p> <p>ア 道路占用の許可は、道路法に基づく道路占有許可基準により、厳正に取り扱うものとする。特に、新規の道路占有については、必要上やむを得ない場合の他許可しない方針とする。</p> <p>イ 道路上の商品の陳列、のぼり旗、自動販売機、捨て看板等の不法占有物件等通行の妨げになっているものについて、道路管理者の他、必要に応じて関係機関との協力により道路パトロールを強化し、その排除に努める。</p> <p>ウ 道路環境の整備、道路占用の適正化を図るため、沿道住民及び道路利用者に広報を通じて道路愛護思想の普及を図る。</p> <p>エ 道路の掘削を伴う工事については、無秩序な掘り返し、沿道への公害及び事故防止を図るとともに、道路利用者の不便を緩和するため、「国道占有企業者協議会」を活用し、工</p>	

事の施工時期を調整し、工事施工者に対して、保安上必要な措置を講じさせるなど、安全確保のための措置について指導監督を強化する。

- (5) 道路法に基づく通行の規制又は制限
道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため、必要に応じ下記の規制又は制限を行う。

ア 道路法第46条関係

① 異常気象等により交通が危険であると認められる場合

平素から住民並びにドライバーに理解と協力を訴え、警察関係、報道関係等の協力を得て、規制するものとする。

② 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

道路情報等を出すとともに、工事案内標識、交通整理員又は信号機、その他の保安施設を配置し、工事中の交通事故防止に努める。

イ 道路法第47条関係

車両制限令による車両の幅、重量、高さ、長さ等のいずれかが最高限度を超える車両の取締を実施する。

実施機関	県福祉保健部（子育て支援課）
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 児童館等の整備及び活用 (2) 安全な遊び場の確保</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 児童館等の整備及び活用</p> <p>児童館等は、児童福祉法（第40条）による児童厚生施設であり、児童に健全な遊び場を与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的にしているが、児童の交通事故防止にも資するものである。</p> <p>平成27年4月1日現在、児童館等は67カ所設置されている。（甲府市6カ所、甲州市2カ所、山梨市3カ所、大月市1カ所、韮崎市4カ所、南アルプス市6カ所、甲斐市10カ所、笛吹市6カ所、北杜市5カ所、中央市11カ所、南部町2カ所、昭和町4カ所、西桂町1カ所、富士河口湖町2カ所、忍野村1カ所、身延町1カ所、富士川町2カ所）</p> <p>(2) 安全な遊び場の確保</p> <p>ア 愛宕山こどもの国及び愛宕山少年自然の家活用</p> <p>愛宕山こどもの国は、児童を交通事故から守るとともに、みどりと太陽の美しい自然環境の中で、子どもたちがのびのびと遊ぶことを通じて、健全な心身と豊かな情操を養うことを目的に設置してある。</p> <p>広さ約45ヘクタールの敷地内に、科学館、自由広場、キャンプ場、変形自転車広場、芝生広場、少年自然の家等の施設、設備がある。</p> <p>本年度も引き続き、次のことを促進する。</p> <p>① 愛宕山こどもの国及び少年自然の家の利用促進（宿泊定員150人） ② 遊具、変形自転車利用者の安全指導 ③ 青少年の健全育成に資するイベントの促進（愛宕山子どもフェスティバル、ファミリーサマーキャンプ、あたごやま自然たんけん隊、あたごやまでクリスマス会など） ④ 施設・設備の維持管理</p> <p>イ 企業のグラウンド、空き地等の社会資源を活用するなかで、児童が安心して遊べる魅力的な遊び場の確保のための事業の推進を図る。</p>	

実施機関

県土整備部（都市計画課）

○ 都市公園の整備

1 実施計画の方針及び重点

交通弱者である老人や子供のスポーツ・レクリエーション施設、又、遊び場となる公園施設の長寿命化を推進する。

2 実施計画の内容

都市公園の整備（平成28年度当初）

区 分	事業費（千円）	備 考
大規模公園	180,000	4箇所（富士北麓、富士川クラフト、曾根丘陵、桂川ウェルネスパーク）
都市基幹公園	340,860	4箇所（小瀬スポーツ、緑ヶ丘スポーツ、御台南、笛吹川フルーツ）

○ 都市計画道路の整備

1 実施計画の方針及び重点

都市部における自動車・自転車・歩行者の交通環境の安全性と快適性を確保するために、街路整備事業（都市計画道路の整備）を推進する。

2 実施計画の内容

平成28年度当初

（街路事業）

区 分	路線数・箇所数	事業費（千円）	備 考
県 施 行	15路線 21箇所	2,422,129	
市町村施行	3路線 3箇所	1,900,000	
計	18路線 24箇所	4,322,129	1路線重複 別箇所

第2 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的、効果的な交通安全教育の普及・推進

実施機関	県民生活部（私学・科学振興課） 県教育委員会（スポーツ健康課、義務教育課、高校教育課）
<p>○ 学校における交通安全教育の機会の確保</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 教科、道徳、特別活動等、学校教育活動全体を通して、適切な時期に指導時間を確保する。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 「体育」「保健体育」等、教科指導においては、実践力を高める指導に努める。</p> <p>(2) 道徳教育においては、自他の生命を尊重する心を育てることや安全及びきまりの意義等に関する指導の充実を図る。</p> <p>(3) 特別活動（学級・ホームルーム活動、児童・生徒会活動、学校行事等）においては、交通安全に関する指導を重点化する。</p> <p>(4) 安全に関する指導においては、交通安全に関する内容を重視し、地域の実態及び発達段階に考慮して指導する。</p> <p>○ 学校における交通安全教育の充実</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 学校における交通安全教育の充実と指導体制の確立</p> <p>(2) 児童生徒の実態に応じた計画的な指導内容と指導方法の工夫</p> <p>(3) 家庭、地域及び警察等関係機関との緊密な協力連携</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 交通事故防止の積極的推進</p> <p>ア 安全に関する指導において、交通安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結びつくよう指導の充実に努める。</p> <p>イ 「危険の予測と回避」など、交通安全に必要な技能と知識を十分に習得できるよう実践的な指導を進める。</p> <p>ウ 交通安全教育に関する教育教材等の積極的な活用など、指導方法を工夫し、実践的に考えて判断する力等の評価を行う。</p> <p>エ 各種交通安全運動の周知及び趣旨徹底を図る。</p> <p>(2) 登下校時の安全管理</p> <p>ア 通学路の定期的な安全点検を行い、整備が必要な箇所について関係機関に要望する。</p> <p>イ 交差点、生活道路等における計画的な街頭指導を実施する。</p> <p>ウ 自転車安全利用五則の周知徹底に努め、歩行者の保護や二人乗り・傘差し片手運転・無灯火及び並列走行の禁止等、自転車運転マナーの向上を図る。</p> <p>エ 自転車の整備、点検指導を徹底する。</p> <p>オ 高校生の原動付自転車等の安全運転指導を徹底する。</p>	

(3) 各種講習会、研修会等の開催

ア 交通安全教育に関する校内の研究会及び会議を充実させるとともに、青少年育成などの地域委員会等、地域と連携して交通事故防止に努める。

イ 学校警察補導連絡中央協議会、中・高等学校の生徒指導主事部会等、交通安全の担当者が、集まるあらゆる機会を利用して研修の場を設け、交通安全指導の充実に努める。

(4) 交通安全指導のための事業推進

ア 県警察本部、県交通安全協会の主催する「交通安全子供自転車大会」に協力する。

イ 県交通安全協会等の主催する「中学生交通安全弁論大会」に協力する。

ウ 県交通安全協会等の主催する「二輪車安全運転山梨県大会」に協力する。

エ 県二輪車安全運転推進委員会の協力を得て、高等学校ごとに二輪車安全運転講習会を開催する。

オ 県自転車軽自動車商協同組合の協力を得て、自転車安全点検を実施する。

カ 年間を通じて、高校生の通学時マナーアップ運動を実施する。

キ 高校生の“交通事故・違反「0」3か月運動”を設定し、交通安全意識の高揚を図る。

ク セーフティードライブ・チャレンジ123への積極的な参加を図る。

実施機関	県教育委員会（社会教育課）
<p>○ 生涯各期にわたる交通安全教育の機会の確保と充実</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>交通安全教育の徹底は、人命尊重に基づく住みよい地域づくりに欠くことのできないものであり、社会教育への要請と期待はますます高まっている。</p> <p>このため、交通弱者といわれる高齢者や、幼児をもつ親を対象とした学級・講座をはじめ生涯各期にわたる各種の学習機会を利用して、交通ルールの遵守、交通安全意識の高揚と実践化を図る。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 子どもをもつ親を対象とする交通安全教育の推進</p> <p>ア 家庭教育推進事業における各種子育て講座で啓発するとともに、テレビ番組「子育て日記」に安全教育に関する情報を発信する。</p> <p>イ 私立幼稚園PTA連合会、保育所保護者連合会の学習会に、幼児のための安全指導を取り入れるよう働きかける。</p> <p>(2) 青少年・女性・成人を対象とする各種講座における交通安全思想の普及・徹底</p> <p>ア 青少年対象 青少年地域活動（仲間づくり、奉仕活動、地域づくり）等をとおして、交通安全意識の高揚と実践を図る。</p> <p>イ 女性対象 女性団体の活動、ボランティア活動等における学習と安全運動への参加促進を図る。</p> <p>ウ 成人対象 各種団体指導者研修等において、交通安全を促し、交通安全運動の輪を広げるよう努める。</p> <p>(3) 高齢者を対象とする交通安全思想の普及・徹底</p> <p>とくに高齢者には「山梨ことぶき勸学院」における学習講座をとおし、交通安全に対する関心を高め自ら実践する態度をかん養する。</p> <p>○ 地域社会における交通安全教育の推進</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>地域社会の実情に即した交通事故防止の徹底を図るため、各種公民館活動や地域の社会教育関係団体の活動を指導援助するなかで、交通安全思想の普及と実践化を促進する。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 青少年団体、女性団体、成人団体等に対し、交通安全思想の普及徹底を図るための学習と安全活動への参加を促進する。</p> <p>(2) 少年自然の家・青少年自然の里や、市町村の公民館等社会教育施設における事業等をとおして、交通安全思想の普及徹底を図る。</p>	

実施機関	県県民生活部(私学・科学振興課) 県福祉保健部(子育て支援課) 県教育委員会(義務教育課)
<p>○ 幼児の交通安全教育の徹底</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 幼稚園・保育所(園)等における交通安全指導の徹底</p> <p>(2) 幼稚園・保育所(園)等における交通安全対策の確立</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 幼稚園・保育所(園)等における交通安全指導の徹底</p> <p>ア 幼児の生活の中に、交通規則を守り安全に留意する習慣の形成を年齢差や個人差に基づいた日常の指導をとおして図る。</p> <p>イ 教師・保育士を対象とした交通安全の講習会・研修会を開催し、指導の徹底を図る。</p> <p>(2) 幼稚園・保育所(園)等における交通安全対策の確立</p> <p>ア 幼児の登降園の途上における安全の確保を図る。</p> <p>イ 保護者、地域社会及び警察等関係機関との連携を密にし、特にチャイルドシートの着用効果の啓発や正しい着用の徹底を図り、幼児の事故防止を図る。</p>	

実施機関	県教育委員会（社会教育課）
<p>○ 青少年に対する交通安全思想の普及及び啓発の推進</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>青少年に対する交通安全思想の普及と意識啓発の徹底</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>青少年及び青少年健全育成関係者に対する交通安全思想の普及・啓発</p> <p>(1) 青少年育成山梨県民会議及び市町村民会議、青少年育成カウンセラー等の実施する青少年健全育成活動を通して、地域の青少年に交通安全思想の普及・啓発を図る。</p> <p>(2) 青少年育成指導者や青少年で構成される青少年関係団体が行う事業活動を通じて、その構成員や事業参加者に交通安全思想の普及・啓発を図る。</p> <p>(3) 「青少年非行・被害防止県民大会」等の各種イベントにおいて、その参加者に交通安全思想の普及・啓発を図る。</p>	
実施機関	県福祉保健部（健康長寿推進課）
<p>○ 高齢者に対する交通安全思想の普及及び啓発の推進</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>高齢者等に対する「健康長寿やまなしプラン」の広報を通じた交通安全思想の普及・啓発</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>高齢者等を対象として、研修会等の様々な機会に「健康長寿やまなしプラン」の高齢者を交通事故から守る取組を普及・啓発し、交通安全思想や実践活動の浸透を図る。</p>	

実施機関	県リニア交通局（交通政策課） 県公安委員会（警察本部交通企画課）
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 豊富な教育機会の確保と体系的な交通安全教育の推進 (2) 交通安全指導體制の充実強化 (3) 交通安全教育用教材の配布と指導用具等の整備</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 豊富な教育機会の確保と体系的な交通安全教育の推進</p> <p>ア 交通安全教育施設「学習ルーム・体験コース」、交通安全教育車「さちかぜ号」を活用して、交通ルールやマナーをわかりやすく、楽しみながら学べるように努めるとともに、将来的展望に立ち、幼児、小・中学生の成長段階に応じた交通安全意識を高めることで、地元での先輩・後輩関係の中に体験等を活かしていけるよう交通安全教育・指導を行う。</p> <p>イ 老人クラブ等の活動場所や老人ホーム等に交通安全教育車「さちかぜ号」や警察官等が赴いて、交通安全思想の向上を図るとともに、夜間に高齢者交通安全教室を実施し、反射材の効果テストを実施するなど、事故事例の説明、参加・体験型交通安全教育の実施に努め、わかりやすく、実感できる交通安全知識を提供する。</p> <p>ウ 運転免許を有していない等、安全教育を受ける機会の無い高齢者や、交通事故第一当事者となった高齢者に対する家庭訪問による個別指導の実施及び医療機関・民生委員等との連携強化による交通安全教育の推進</p> <p>エ 徹底した事故分析を行い、交通事故の実態を的確に把握し、交通事故分析の成果については、情報発信を積極的に行うとともに、効果的な交通安全教育の推進に資する。</p> <p>(2) 交通安全指導體制の充実強化</p> <p>ア 身体障害者に対しては、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。また、手話通訳員の配置、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、身近な場所における教育機会の提供に努める。さらに、身体障害者に付き添う者を対象とした講習会等を開催する。</p> <p>イ 安全で良好なコミュニティの形成を図るため、交通安全対策に関して住民が計画段階から実施全般にわたり積極的に参加できる仕組みづくり、住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」の作成、交通安全総点検等により、住民参加型の交通安全活動を推進する。</p> <p>(3) 交通安全教育用教材の配布と指導用具等の整備</p> <p>ア 県内の小学校の新入学児童全員に交通安全読本を配布し、家庭における交通安全教育を推進する。</p> <p>イ 交通安全教育の効果的な推進を図るため、資機材の整備、ビデオ等の貸し出し、啓発用品の配布を行う。</p> <p>ウ 交通安全活動用テキストの作成により交通安全教育を行う者の指導力を向上させるなど、効果的な交通安全教育を推進する。</p>	

2 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関	県リニア交通局（交通政策課） 県森林環境部（森林環境総務課） 県公安委員会（警察本部交通企画課・交通指導課・運転免許課）																																																												
<h3>1 実施計画の方針及び重点</h3> <p>(1) 交通安全運動の推進 (2) 高齢者の交通事故防止対策の推進 (3) 二輪車に対する交通事故防止対策の推進 (4) 飲酒運転を許さない社会環境づくり (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 (6) 自転車の利用者に対するルールへの周知と安全教育の推進（自転車安全5則の徹底） (7) 効果的な広報の実施とその他普及啓発活動の推進</p> <h3>2 実施計画の内容</h3> <p>(1) 交通安全運動の推進</p> <p>広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた県民運動を、次により実施する。</p> <p>ア 年間スローガン 「乗せるのは 君の^{かぞく}宝と その^{あした}未来」</p> <p>イ 運動の重点目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者と子供の交通事故防止 ○ 二輪車の交通事故防止 ○ 飲酒運転の根絶 ○ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ○ 早めのライト点灯・上向きライト活用の徹底と反射材使用の推進 ○ 自転車の安全で適正な利用の推進 <p>ウ 運動の名称と実施期間</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">○ 春の全国交通安全運動</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">4 /</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">6 ~ 4 / 15</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">10日間</td> </tr> <tr> <td> ※「交通事故死ゼロを目指す日」</td> <td style="text-align: center;">4 / 10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 春の連休時における交通安全運動</td> <td style="text-align: center;">4 / 29 ~ 5 /</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">10日間</td> </tr> <tr> <td>○ 夏の交通事故防止県民運動</td> <td style="text-align: center;">7 / 21 ~ 8 / 20</td> <td></td> <td style="text-align: center;">31日間</td> </tr> <tr> <td>○ 秋の全国交通安全運動</td> <td style="text-align: center;">9 / 21 ~ 9 / 30</td> <td></td> <td style="text-align: center;">10日間</td> </tr> <tr> <td> ※「交通事故死ゼロを目指す日」</td> <td style="text-align: center;">9 / 30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 年末の交通事故防止県民運動</td> <td style="text-align: center;">12 / 1 ~ 12 / 31</td> <td></td> <td style="text-align: center;">31日間</td> </tr> <tr> <td>○ 高齢者の交通死亡事故防止運動</td> <td style="text-align: center;">1 / 1 ~ 12 / 31</td> <td></td> <td style="text-align: center;">通年</td> </tr> <tr> <td>○ 山梨県飲酒運転絶滅運動</td> <td style="text-align: center;">1 / 1 ~ 12 / 31</td> <td></td> <td style="text-align: center;">通年</td> </tr> <tr> <td>○ 「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」運動</td> <td style="text-align: center;">12 / 1 ~ 1 / 31</td> <td></td> <td style="text-align: center;">62日間</td> </tr> <tr> <td>○ 全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動</td> <td style="text-align: center;">4 / 1 ~ 3 / 31</td> <td></td> <td style="text-align: center;">通年</td> </tr> <tr> <td> ・ 全席シートベルト・チャイルドシート着用重点期間</td> <td style="text-align: center;">7、8月</td> <td></td> <td style="text-align: center;">62日間</td> </tr> <tr> <td> ・ 全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日</td> <td style="text-align: center;">毎月 14日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 二輪車交通事故防止運動</td> <td style="text-align: center;">4 / 1 ~ 3 / 31</td> <td></td> <td style="text-align: center;">通年</td> </tr> <tr> <td>○ 交通安全一市町村一運動</td> <td style="text-align: center;">4 / 1 ~ 3 / 31</td> <td></td> <td style="text-align: center;">通年</td> </tr> </table>		○ 春の全国交通安全運動	4 /	6 ~ 4 / 15	10日間	※「交通事故死ゼロを目指す日」	4 / 10			○ 春の連休時における交通安全運動	4 / 29 ~ 5 /	8	10日間	○ 夏の交通事故防止県民運動	7 / 21 ~ 8 / 20		31日間	○ 秋の全国交通安全運動	9 / 21 ~ 9 / 30		10日間	※「交通事故死ゼロを目指す日」	9 / 30			○ 年末の交通事故防止県民運動	12 / 1 ~ 12 / 31		31日間	○ 高齢者の交通死亡事故防止運動	1 / 1 ~ 12 / 31		通年	○ 山梨県飲酒運転絶滅運動	1 / 1 ~ 12 / 31		通年	○ 「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」運動	12 / 1 ~ 1 / 31		62日間	○ 全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動	4 / 1 ~ 3 / 31		通年	・ 全席シートベルト・チャイルドシート着用重点期間	7、8月		62日間	・ 全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日	毎月 14日			○ 二輪車交通事故防止運動	4 / 1 ~ 3 / 31		通年	○ 交通安全一市町村一運動	4 / 1 ~ 3 / 31		通年
○ 春の全国交通安全運動	4 /	6 ~ 4 / 15	10日間																																																										
※「交通事故死ゼロを目指す日」	4 / 10																																																												
○ 春の連休時における交通安全運動	4 / 29 ~ 5 /	8	10日間																																																										
○ 夏の交通事故防止県民運動	7 / 21 ~ 8 / 20		31日間																																																										
○ 秋の全国交通安全運動	9 / 21 ~ 9 / 30		10日間																																																										
※「交通事故死ゼロを目指す日」	9 / 30																																																												
○ 年末の交通事故防止県民運動	12 / 1 ~ 12 / 31		31日間																																																										
○ 高齢者の交通死亡事故防止運動	1 / 1 ~ 12 / 31		通年																																																										
○ 山梨県飲酒運転絶滅運動	1 / 1 ~ 12 / 31		通年																																																										
○ 「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」運動	12 / 1 ~ 1 / 31		62日間																																																										
○ 全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動	4 / 1 ~ 3 / 31		通年																																																										
・ 全席シートベルト・チャイルドシート着用重点期間	7、8月		62日間																																																										
・ 全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日	毎月 14日																																																												
○ 二輪車交通事故防止運動	4 / 1 ~ 3 / 31		通年																																																										
○ 交通安全一市町村一運動	4 / 1 ~ 3 / 31		通年																																																										

(2) 高齢者の交通事故防止対策の推進

ア 高齢者の交通事故を防止するため、高齢者の交通安全に関するチラシの配布等の広報活動を推進するとともに、ねんりんピックや県民の日などのイベント開催時に啓発活動を実施する。

イ 75歳以上の運転免許保有者が運転免許証更新の際に受ける講習予備検査（認知機能検査）の適正な実施を図るため、実施状況を検証し、運用の改善を行うとともに、問い合わせ、相談等には、高齢運転者及びその家族の心情に配慮した対応に努める。

ウ 高齢運転者に対する運転適性相談の充実、申請による免許の取消し制度（自主返納）について、県や市町村、交通関係団体と連携し、制度の推進を図る。

エ 高齢者（免許返納者を含む）の日常生活における移動手段の充実を図るため、自治体・公共交通機関等に対して、デマンド交通制度や交通運賃割引制度等の導入、利用しやすい公共交通網の整備など、高齢者支援に向けた新たな取組みに対する働きかけを実施し、効果的な運用が図れるように検証を行い改善を図っていく。

オ 70歳以上の運転者は、高齢運転者標識を表示した上で運転するように努めることとなっていることから、高齢者講習等を始めとするあらゆる機会を通じて周知を行い、表示の促進を図る。

併せて、他の年齢層運転者に対しては高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車に対する保護意識を高めるよう運転者教育を行う。

カ 夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材の普及を図るため、反射材の普及促進を図る「ピカッと作戦」を推進するなど交通安全教室、各種広報媒体を活用しての積極的な広報啓発を推進する。

※ 反射材の普及に際しては、高齢者に限定することなく、すべての年齢層を対象として、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材の組み込みを推奨し、啓発物品として反射材を配付するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努める。

キ 県内の交通死亡事故情報中の高齢者の交通死亡事故に着目し、5件以上の交通死亡事故が発生したとき、県警察本部から情報提供を受けて、事故事例等の詳細情報、防止対策についての分析を織り込んだ「高齢者の交通死亡事故防止情報（注意報）」を作成し、市町村や県交通対策推進協議会構成機関、団体に向け情報提供を行うとともに、テレビやラジオ等による広報を行う。

市町村や県交対協構成機関、団体は、組織の特性を活かした情報伝達と独自の防止対策の実施に努める。

第1回目 5件発生時、第2回目 10件発生時

なお、第2回目となる10件が発生した際は、関係機関の協力のもと「街頭キャンペーン」を実施する。

(3) 二輪車に対する交通事故防止対策の推進

ア 大型連休、行楽シーズン等の時期において、二輪車運転者に対する道の駅等での街頭活動及び啓発活動を推進する。

イ 二輪車の交通事故発生マップ等を活用した二輪運転者への広報啓発活動を推進する。

(4) 飲酒運転を許さない社会環境づくり

飲酒運転の根絶を図るため、関係機関・団体と連携し、飲酒運転を許さない社会環境の構築に努める。

ア あらゆる広報媒体を活用して飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故実態について広報するほか、酒酔い運転等の悪質・危険な違反行為をした者に対する欠格期間の上限引き上げや、酒気帯び運転に対する違反点数の引き上げ等について周知することにより、飲酒運転の抑止を図る。

イ 運転シミュレーターの操作、飲酒体験ゴーグルを装着した疑似体験をすることにより、飲酒が運転に与える危険性を理解してもらうとともに、体験者から周囲の人へと、広く知識と体験とが伝えられ、飲酒運転の根絶に向けた共通認識が図られるような効果的な交通安全教育を推進する。

ウ 交通関係機関・団体と連携して、全日本交通安全協会等が推進しているハンドルキーパー運動の普及に協力し、地域や職域ごとに飲酒運転の根絶に向けた気運の醸成を図る。

エ 飲酒運転根絶の受け皿としての自動車運転代行業の適正化を図る。

(5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

ア 特に後部座席を中心に、自動車の全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、交通関係機関・団体との連携による街頭指導や各種講習会等、あらゆる機会を通じて広報啓発活動に努める。

また、各種広報媒体やシートベルトコンビンサーを活用して、着用による被害軽減効果を周知し、全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の推進を図る。

イ チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園・保育所等と連携した取付け講習会等を開催するなど、適正な使用方法についての広報啓発及び指導の徹底を図る。

特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対して、その取組みを強化する。

(6) 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進

自転車の交通秩序の早期正常化を図るため、自転車利用者に対するルールの周知及び安全教育を推進するほか、自転車の安全利用を促進するための施策を推進する。

ア 自転車は、本来車両であること、道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守する必要があることを理解してもらうため、次の事項を重点に推進する。

- 「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用し、園児・児童・生徒の他、高齢者、主婦等の幅広い自転車利用者に対する自転車の通行ルール等の周知徹底
- 自転車指導啓発重点地区・路線を中心に地域交通安全活動推進委員や自治体の交通指導員、地域住民との協働による街頭指導の推進
- 関係機関・団体等との連携による自転車教室等の交通安全教育
- 子どもや高齢者の自転車大会の実施
- 通勤・通学時間帯を中心とした街頭啓発活動
- 自転車事故被害者の救済に資するための各種保険制度の普及啓発

イ 学校、教育委員会等との連携を強化して、児童・生徒に対する自転車安全教育を強力に推進するとともに、教育効果の高い教材の作成や教育手法の調査研究等により教育内容の充実を努め、中学生・高校生に対しては、自転車安全利用推進校を指定し、街頭指導等を強化する。また、教育対象を高齢者、主婦等にも拡大し、自転車教室等を積極的に実施するほか、運転免許証の更新時講習において、自転車の通行ルールや自転車の安全確保のために配慮すべき事項等について周知に努める。

ウ 危険行為を繰り返す自転車運転者に対する安全講習受講の義務化について、広報・啓発活動により周知徹底を図る。

(7) その他

ア 効果的な広報の実施とその他普及啓発活動の推進

テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用して、効果的な広報を展開し、県民一人ひとりが交通安全を自らの問題としてとらえ、これを実践するように、交通安全に関する普及啓発活動を推進する。

イ 早めのライト点灯の推進

夕暮れ時や夜間における交通事故を防止するため、早めのライト点灯の必要性や状況に配慮しながらのこまめな上向きライトの活用について、広報啓発活動を推進する。

ウ 道路状況に応じた情報発信の推進

積雪、凍結等、交通事故の発生と密接に関係する道路状況については、交通事故の発生を未然に防止するため、早期把握に努め、積極的な情報発信を推進する。

エ 暴走族追放運動の推進

地域ぐるみ、職場・学校ぐるみで暴走族を追放するため、関係機関・団体と連携して、広報啓発活動を推進する。

オ 運転中の携帯電話等使用等禁止の推進

携帯電話使用中による交通事故を防止するため、運転者一人ひとりのマナーの向上を図るとともに、更新時講習や交通安全講習などの機会を通じての広報啓発活動を推進する。

カ 「見る」「止まる」「ゆずる」3る1る励行運動の推進

歩行者保護意識の高揚を図るため、運転の基本とも言える「見る」(安全確認)、「止まる」(一時停止(減速・徐行を含む))、「ゆずる」(ゆずり合い、思いやり運転)の3点を重点とした、「見る」「止まる」「ゆずる」3る1る励行運動の推進を図る。

キ “人と環境にやさしい交通” 県民運動

自動車の増加は排気ガスによる大気汚染、地球温暖化、酸性雨などの環境問題と交通事故の増加などの社会問題を引き起こしている。このため、県民・事業所・交通事業者・行政が一体となって交通のあり方を見直す県民運動を実施する。

(ア) ノーマイカー運動

(イ) 公共交通の利用促進

(ウ) エコドライブ運動

(エ) 低公害車、ノンステップバス等の普及

(オ) 交通安全の実践

ク セーフティードライブ・チャレンジ123の実施

ドライバー一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚し、自主的に交通ルールを遵守し、マナーを実践していくため、チーム単位で123日間の無事故・無違反を心掛ける「セーフティードライブ・チャレンジ作戦」を実施する。平成14年度からはシルバー部門を設け、高齢者の交通事故防止を図っている。また、平成15年度からは10人1チームから5人1チームへと参加要件を変更し、参加者の拡大を図っている。

ケ 交通事故多発地点等の診断と交通安全対策の推進

事故多発地点等における事故誘発原因を多角的に調査研究し、必要に応じた改善措置を講ずるなど、安全な地域づくりを推進する。

コ 交通安全対策推進のための組織づくりと育成指導

幼児・児童・若者・高齢者交通安全クラブの未組織地域での組織化と既存組織の活動の活性化を図る。

- サ 自治会、区、組等で交通事故防止について議論する新たな場づくりの推進を図る。
- シ 地域交通安全活動推進委員の活動の強化
山梨県公安委員会から委嘱を受けている地域交通安全活動推進委員の活動に必要な最新の情報、資料を提供する等、その活動の強化に努める。
- ス 交通指導員活動の強化
県下全市町村に委嘱、配置されている交通指導員の活動の強化を図る。
- セ 自転車駐車対策の推進
主に都市部において自転車・歩行者の安全な通行機能を阻み、都市の美観をも損ねている放置自転車について、多方面からの働きかけにより解消を図る。
- ソ 交通死亡事故多発期における緊急交通死亡事故防止対策の実施
県内において10日間に6件以上の交通死亡事故が発生した場合等に、「交通死亡事故多発警報」を発令し、県民に交通事故に対する注意を喚起するとともに、県、市町村、警察及び関係機関・団体が協力し、総合的かつ集中的に諸対策を実施して、交通死亡事故の抑止を図る。
- タ 報道機関等に対し、交通安全関係資料を積極的に提供するとともに、迅速な連携による関係機関・団体等との情報の共有化を図り、交通安全に関するタイムリーな広報・普及啓発活動を展開する。
- チ 県民が交通事故の実態やその悲惨さについて理解し、交通事故防止に関する意識の啓発等が図られるよう、インターネット等を通じて様々な事故データ、事故多発地点等に関する情報提供に努める。
- ツ 被害者対策の充実
交通事故による重度後遺障害者の救済対策を充実するため、また、交通事故被害者等の心情に配慮した対策を推進するため、被害者等が事故相談を受けられる機会の充実、被害者等への事故概要・捜査経過等の情報提供、被害者連絡制度の充実、行政処分に関する情報の適切な提供等被害者対策の充実を図る。

3 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

実施機関	県リニア交通局（交通政策課）
1 実施計画の方針及び重点 (1) 県交通対策推進協議会実施事業への協力 (2) チャレンジ123事業の推進 (3) 関係各団体との連携・情報共有による効果的な事業の推進 (4) NPO等関係団体との協働の推進	
2 実施計画の内容 (1) 県交通対策推進協議会実施事業への協力 県交通対策推進協議会に対して助成し、活動を推進するとともに構成団体の自主的活動を促進する。 (2) チャレンジ123事業の推進 事業の趣旨内容について、関係機関・団体と連携を図り県民に周知する。 (3) 関係各団体との連携・情報共有による効果的な事業の推進 通学路の交通安全対策、全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底、自転車の安全（適正）利用の推進等、喫緊の課題に対して効果的な事業推進が図れるよう、情報の共有化に努める。 (4) 県交通対策推進協議会の構成団体の他、NPO等、各種団体との協働について検討する。	

4 市町村の交通安全対策推進に対する働きかけ

実施機関	県リニア交通局（交通政策課）
1 実施計画の方針及び重点 市町村の交通安全計画・実施計画の作成に協力するとともに、各種交通安全運動の年間を通じた基本的な事項を定める「交通安全基本要綱」を共有し、効果的な運動の展開を図る。 併せて、各種交通安全運動における街頭キャンペーンの実施状況や資料等を、県HP等を通じて、適宜、広く情報提供を行う。 各種交通安全運動の期間中に、市町村で実施される街頭キャンペーン等についても、計画等を取りまとめ、連携した取組みを検討するほか、広報・啓発を推進する。 また、市町村担当課長会議の開催等により、県事業の説明・情報交換等を行い、一層効果的な事業の実施に努める。	
2 実施計画の内容 (1) 交通安全基本法に定められた長期計画・年間計画の策定にあたり、県と市町村間相互の連絡調整を図る。 (2) 年間を通じ市町村で計画される各種交通安全運動に関し、県の実施要領をはじめとした情報の提供や市町村の実施計画・報告の取りまとめを行う。 (3) 交通安全に関する県の施策の説明を行うとともに、情報交換を行い、交通安全対策の効果的な実施を図るため、市町村担当課長会議を開催する。	

第3 安全運転の確保
1 運転者教育等の充実

実施機関	県公安委員会（警察本部運転免許課）
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 初心運転者教育の充実 (2) 運転者に対する再教育の充実強化 (3) 高齢運転者対策の充実 (4) 危険運転者の迅速、的確な排除</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 初心運転者教育の充実</p> <p>ア 指定自動車教習所等における教習の充実 初心運転者教育の中核である指定自動車教習所等の教習指導員に対する指導教養及び科学的検査機器の導入並びに適正な業務を指導監督するなど教育水準の向上を図る。</p> <p>イ 初心運転者講習の充実強化 交通違反や交通事故を反復継続する初心運転者に対し、早めに再教育を行い再発防止を図る。</p> <p>(2) 運転者に対する再教育の充実強化</p> <p>ア 取消処分者講習及び停止処分者講習の強化 運転シミュレーター及び動体視力検査器等の科学的検査機器の活用と実車指導により講習を強化する。 また、飲酒に起因する取消処分者については、ワークブック（日記）等を活用して、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導を行う。</p> <p>イ 違反者講習の実施 違反や事故を繰り返す運転を改善するために適切な指導を行い、命の尊さや人の痛みが分かる豊かな心を醸成させるとともに、運転者としての資質向上を図るような活動を伴う講習体制を充実させる等、軽微違反や事故を繰り返す者への効果的な再教育を図る。</p> <p>ウ 更新時講習の充実 講師の研修、視聴覚教材の改善整備及び配布資料の充実を図るとともに、更新者区分に応じた講習の分離化を進めて講習効果を高める。特に交通事故事例を引用した講習、高齢運転者に対する科学的検査機器による運転適性などに基づいた個別指導を行う。</p> <p>エ 二輪運転者教育の推進 若者の二輪車事故が多いことから、二輪車安全運転推進委員会が主催する「自動二輪安全講習会」及び「高校生二輪車安全運転講習会」の継続実施を支援する。</p> <p>(3) 高齢運転者対策の充実</p> <p>高齢者講習については、講習予備検査（認知機能検査）等の実施状況等を踏まえ、より効果的な講習内容の検討を行い、円滑な運営に努めるとともに、講習予備検査（認知機能検査）の結果に基づききめ細かな教育を推進する。 また、講習予備検査（認知機能検査）の結果、記憶力、判断力が低くなっていると認められ、かつ、特定の違反がある場合には、臨時適性検査等を確実に推進するとともに、交通事故検査、運転適性相談、自動車教習所からの特異者通報等により、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、的確に臨時適性検査を実施し、認知症であることが判明した者については、運転免許の取消等の行政処分を確実にを行う。</p> <p>(4) 運転適性相談の促進</p> <p>地方公共団体等の高齢者を支援する部署に対し、安全な運転に支障がある高齢者を認知した際に、家族などに運転適性相談を勧めてもらう活動を要請するなど運転適性相談の促進を図る。</p>	

(5) 危険運転者の迅速、的確な排除

悪質・危険な運転者等に対する迅速、厳正な行政処分の執行を推進し、道路交通の場からの早期排除に努める。特に暴走族に対しては、共同危険行為等禁止違反に係る処分、あるいは危険性帯有処分の積極的活用を図るほか、重大違反唆し又は道路外致死傷をした者等に対する処分基準を適用して早期排除を推進する。

実施機関	甲府保護観察所
<p>○ 交通事犯者に対する保護観察の充実</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>交通事犯者に対する保護観察の実施に当たっては、遵法精神の醸成、安全運転態度の形成等を目的とした個別処遇を行うとともに、集団処遇を適宜組み入れ、その充実を図る。保護観察対象者の再犯防止に重点を置いた指導に努める。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 一般交通保護観察については、保護司を指名して処遇を行い、生活指導を中心とした個別処遇を実施するとともに、保護観察期間中に飲酒運転防止プログラム、しょく罪プログラムや、9課題の「交通学習手帳」を使用した個別での交通学習を実施して、遵法精神の醸成、安全運転態度の形成等についての指導を行う。</p> <p>(2) 交通短期保護観察については、保護司を指名せずに保護観察官による集団処遇を中心に実施し、集団の力学を活用した処遇により効果を図る。</p> <p>(3) 家族や必要に応じて雇用主に対して、保護観察の趣旨及びその必要性を十分に理解させて保護観察の円滑な実施についての協力を求めている。</p>	
実施機関	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 事業用自動車の運転者教育の充実 (2) エコドライブの推進</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 事業用自動車の運転者教育の充実 事業用自動車の運転者については、一般の運転者よりも高い技能及び知識が求められていることから、運送事業者に対し、「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の教育指針」に基づく教育の徹底を図る。 また、事業用自動車の運転者のうち、事故惹起運転者、初任運転者及び高齢運転者に対しては、事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の教育指針により、特別な教育の実施、適性診断の受診が義務付けされたことから、事業者に徹底を図る。 さらに、適性診断認定機関に対し、適性診断の受診環境を整備し受診を促進するよう指導する。</p> <p>(2) エコドライブの推進 事業者に対して、交通事故防止にも効果のある環境に優しい運転「エコドライブ」を促進するよう指導する。</p>	

2 運転免許制度の改善

実施機関

県公安委員会（警察本部運転免許課）

1 実施計画の方針及び重点

運転免許更新等の方法、手続きの簡素合理化の推進

2 実施計画の内容

運転免許更新等の方法、手続きの簡素合理化の推進

(1) 運転免許更新に伴う日曜窓口の開設

週休2日制の定着に伴い、日曜窓口利用者が依然として多いことから、対応窓口の体制を確保し、運転免許課（同都留分室は除く）における日曜窓口の開設を継続し、県民の利便を図る。

(2) 優良運転者等に対する優遇

優良運転者に対する警察署における更新手続きを実施するとともに、山梨県以外の公安委員会でも更新申請が可能な経由申請制度の浸透を図る。また、原付・小特免許保有者及び一般運転者・違反運転者等のうち妊産婦等に対する警察署での更新手続き及び巡回講習を継続実施する。

(3) 申請による運転免許の取消し制度及び運転経歴証明書交付制度の定着

高齢運転者等が身体機能の低下等を理由として、自ら運転免許の全部又は一部の取消しを申請することができる制度及び運転免許の全部取消し者を対象とした運転経歴証明書の交付申請について、申請者の要望に応え迅速かつ的確な対応を図る。

3 安全運転管理の推進

実施機関

県公安委員会（警察本部交通企画課）

1 実施計画の方針及び重点

- (1) 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導
- (2) 使用者等への責任追及の徹底
- (3) 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習の実施

2 実施計画の内容

- (1) 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導

ア 企業等における自主的な安全運転管理の推進及び安全運転管理者等の資質の向上を図るため、安全運転中央研修所での研修の受講、管理下にある運転者の把握、自主的な検討会の開催、無事故無違反運動の実施等について指導を強化する。

イ 交通事故多発事業所、安全運転管理者等講習の未受講事業所、放置行為、過積載運転等に係る指示等を受けた事業所については、随時、公安委員会に対する報告、資料提出個別指導等により、運転管理の体制及び方法の改善等の指導を強化する。

ウ 安全運転管理者制度の周知に努めるとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図る。また、安全運転管理者等の選任に当たっては、管理業務を強力かつ効果的に遂行することができる職務上の地位と管理能力を有する者を選任するよう、事業所に対する指導を強化する。

エ 交通事故防止を一層推進するため、映像記録型ドライブレコーダー、安全運転の確保に資する車載機器等の普及に向けた働きかけに努める。

- (2) 使用者等への責任追及の徹底

事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに、自動車の使用者等による下命・容認事件については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。

- (3) 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習会の実施

ア 講習の効果を上げるため、講師の選定、視聴覚教養等に配慮して、より効果的な方法による講習の実施を促進する。

イ 交通安全教育指針の内容やそれに基づく具体的な教育実施例を説明するなど、安全運転管理者等が事業所内で同指針に従った交通安全教育が行われるよう指導・助言に努める。

4 自動車運送事業者の安全対策の充実

実施機関	国土交通省 関東運輸局山梨運輸支局
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 自動車運送事業者の行う運行管理の充実 (2) 運行管理者等に対する指導講習の充実 (3) 貨物自動車及び旅客自動車による交通事故の防止対策の推進 (4) グリーン経営の推進</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 自動車運送事業者の行う運行管理の充実</p> <p>自動車運送事業者に対し、監査等あらゆる機会を通じ、運行管理体制の強化、運行管理業務の充実、乗務員に対する指導監督の徹底及び事故防止対策の推進など適正な運行管理の実施に努めるよう指導するとともに、輸送の安全性を向上させるため、安全対策の一環として導入した運輸安全マネジメントの更なる浸透、定着に努める。</p> <p>このほか、平成23年5月1日施行の自動車運送事業者に対する点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付けにより、自動車運送事業者における飲酒運転ゼロを目指すなど事業用自動車に係る事故の削減に向け「事業用自動車安全プラン2009」の数値目標を達成するため、官民挙げて取り組みを行う。</p> <p>また、貨物自動車運送適正化事業実施機関に対し、貨物自動車運送業者における運行管理体制の充実強化のための指導を積極的に推進するよう指導する。</p> <p>さらに、危険物運送事業者に対しては、危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について指導する。</p> <p>(2) 運行管理者に対する指導講習の充実</p> <p>運行管理の重要性を認識させ、もって運行の安全を確保するため、独立行政法人自動車事故対策機構に対し、運行管理者等を対象とした各種講習の内容をより一層充実させるよう指導するとともに、視聴覚機材を活用した効果的な講習の実施に努める。</p> <p>(3) 貨物自動車による交通事故の防止対策の推進</p> <p>大型トラックの左折事故を防止するため、事故要因調査分析を行った結果を基に、適正化実施機関の巡回指導などの機会を活用して事業者にも周知するよう協力依頼をするとともに、支局においてもあらゆる機会を通じて事業者に対し指導徹底を図る。</p> <p>(4) 旅客自動車による交通事故の防止対策の推進</p> <p>旅客自動車の交通事故を防止するため、運行管理制度を強化し、連絡体制の整備が義務化されたことから、事業者に対して指導の徹底を図る。</p> <p>また、運転者の健康に起因する交通事故を防止するための対策としてマニュアル等の活用をするよう、周知徹底を図る。</p> <p>(5) グリーン経営の推進</p> <p>事業者に対して、交通事故削減にも効果のあるエコドライブの実施及び低公害車の導入等を盛り込んだグリーン経営（運送事業における環境に配慮した経営）の推進を図る。</p>	

5 交通労働災害の防止等

実施機関	山梨労働局
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 基本方針 自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図り、併せて交通労働災害の防止を図る。</p> <p>(2) 重点対象</p> <p>ア 道路運送法に規定する旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業法に規定する貨物自動車運送事業のうち、次に掲げる事業</p> <p>(ア) 一般乗合旅客自動車運送事業 (イ) 一般貸切旅客自動車運送事業 (ウ) 一般乗用旅客自動車運送事業 (エ) 一般貨物自動車運送事業 (オ) 特定貨物自動車運送事業</p> <p>イ 次に掲げる物品を運搬する貨物自動車を使用する事業</p> <p>(ア) 土砂、砂利 (イ) 危険物 (ウ) 生コンクリート (エ) 木材、紙及びパルプ (オ) 鉄鋼材又は建設用鉄骨・鉄筋 (カ) 鮮魚 (キ) 農産物</p> <p>ウ 常態として長距離貨物運送を行う貨物自動車を使用する事業</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）の自主的な履行等を促進するため、業界団体に対する指導を行うとともに、下記事項に重点をおいて、交通安全運動の実施時期をとらえた集中的な監督指導を実施する。</p> <p>(ア) 「改善基準告示」の周知徹底による恒常的長時間労働の排除 (イ) 自動車運転者に対する労働条件の明示 (ウ) 労働時間、休息期間、休日等の適正化 (エ) 「改善基準告示」に基づく時間外、休日労働協定届の指導と届出の促進 (オ) 賃金制度の適正化、特に累進歩合給の廃止 (カ) 賃金台帳の完全整備、特に労働時間、労働日数、時間外労働時間数、割増賃金額などの完全記載 (キ) 定期健康診断の実施の徹底、特に深夜業の運転者については、年間2回実施</p> <p>(2) 業務において自動車を使用するすべての事業場に対し、下記事項を重点に「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図る。</p> <p>(ア) 交通労働災害防止のための管理体制の確立 (イ) 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施 (ウ) 各種教育・訓練等の実施 (エ) 適切な健康管理の実施 (オ) 交通労働災害防止のための意識の高揚</p> <p>(3) 下記事項を重点に「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の周知徹底を図るとともに、必要に応じて監督指導を実施する。</p> <p>(ア) 時間外・休日労働時間の削減 (イ) 年次有給休暇の取得促進 (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する医師による面接指導の実施など労働者の健康管理に係る措置の徹底</p> <p>3 その他の実施事項</p> <p>陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部への支援・連携</p>	

6 道路交通に関する情報の充実

実施機関

東京管区気象台（甲府地方気象台）

○ 道路交通の安全に関する施策

1 実施計画の方針及び重点

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとること
で事故の防止・軽減に資するよう、適時・適切に予報・警報等を発表する。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との
間の情報の共有やITの活用等に留意し、主に次のことを行う。

2 実施計画の内容

(1) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な予
報・警報等を発表するため、主として次に述べるような観測予報体制の強化を図る。

ア 地上気象観測業務

気象官署等の地上気象観測装置を適切に保守・管理し、集中豪雨、局地的大雨等の実況監
視体制を維持する。

イ 予報業務

気象に関する防災情報の共有化の推進として山梨県との連携を図り、最新のIT・情報通
信インフラを活用して、市町村や地域防災リーダーなどの防災担当者の迅速かつ適切な防災
対応判断を支援し、気象災害による被害の防止・軽減を図るために、きめ細かくわかりやす
い気象情報コンテンツを共有し利用できる環境の構築を進める。

(2) 地震、火山観測体制の整備等

地震・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山に関する防災情報を迅速かつ確実
に伝達するとともに、主に次のことを行う。

ア 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

地震動の予報・警報として発表する緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対
応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、
有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

イ 火山監視体制と噴火時等の避難計画の策定支援

富士山の火山活動の監視・評価の結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等を迅速かつ
確実に伝達するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じ
て、計画の策定を支援する。

(3) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅
速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、甲府地方気象台ホームページや国土交通省防災情
報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

ア 気象予報・警報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象予報・警報等を発表し、防
災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等
の協力により道路利用者に周知する。

イ 緊急地震速報（予報及び警報）等

地震による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、
地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達する
とともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

ウ 東海地震に関連する情報

気象庁が「東海地震に関連する情報」（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報）を発表したときは、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

エ 噴火警報等

気象庁が噴火予報・警報及び降灰予報を発表したときは、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、予報・警報等の伝達などに関する説明会を開催する。

実施機関

国土交通省甲府河川国道事務所

1 実施計画の方針及び重点

より安全で快適な移動を支援するため、道路の情報化を推進する。

2 実施計画の内容

- (1) 道路パトロール、道路情報モニター、情報収集機器などによる道路情報の収集及び他機関との情報交換を拡充し、異常気象時の道路状況、道路工事情報、交通規制等の情報を道路情報板、道の駅情報端末、ETC2.0などによるカーナビなどの情報提供機器により、道路利用者に迅速かつ的確に提供しよう努める。
- (2) IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現
携帯メールを用いた路上規制情報提供システムにより、リアルタイムな工事規制情報の提供を推進する。
- (3) 山梨県庁と甲府河川国道事務所間について、道路管理者相互の道路情報の交換・共有、迅速な情報提供について検討を進める。

実施機関	県土整備部（道路管理課） 県公安委員会（警察本部交通規制課）
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>道路利用者の通行の安全及び円滑化を図るため道路情報の充実を図る。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 道路情報の充実</p> <p>道路利用者に対し、道路交通の安全と円滑化に寄与するため、道路管理者及び一部委託によるパトロールの強化、道路モニター制度の活用及び交通管制センターによる交通情報、道路の危険箇所、道路工事、道路交通規制並びに異常災害時等における必要な道路情報の収集に努め、情報活動の充実と円滑化を図る。</p> <p>(2) 交通情報の提供</p> <p>交通管制システム、警察活動及び道路管理者から県内のあらゆる交通情報を収集し、交通情報板並びに交通情報提供システム（AMIS）及び財団法人日本道路交通情報センターを介してタイムリーな情報発信をすることで通行車両に明確な交通情報を提供し、道路交通の安全と円滑を図る。</p>	

実施機関	関東総合通信局
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 高度道路交通システム (2) イベントに伴う臨時の放送局の活用 (3) 「コミュニティ放送」の充実</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 高度道路交通システム（ITS）の推進</p> <p>最先端の情報通信技術（ICT）を用いて「人」と「道路」と「車両」とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に大きく寄与することを目的とした、高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）の推進を図るため、ITS情報通信技術の研究開発、標準化、普及促進等の施策に取り組む。</p> <p>【主なシステムの例】</p> <p>ア 道路交通情報通信システム（VICS）</p> <p>FM放送のデータ放送や路側に設置された光ビーコンを利用して、渋滞や交通規制等の道路交通情報を、車に搭載されたカーナビゲーションシステムに送信し、その画面上に表示することによって、円滑な交通を確保するものである。またVICS対応の車載機の累計出荷台数は、平成27年3月に4,640万台（一財）道路交通情報通信システムセンター調べ）を突破しており、引き続き、道路交通情報提供の内容の充実及び高度化を図る。</p> <p>※ VICS：Vehicle Information and Communication System</p> <p>イ ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）</p> <p>高速自動車国道等の有料道路の料金所で一旦停止することなく、自動的に料金の支払いを可能にすることにより、渋滞の解消及び利用者サービスの向上が図られます。</p> <p>※ ETC：Electronic Toll Collection System</p> <p>(2) イベントに伴う臨時の放送局の活用</p> <p>国又は地方公共団体等が開催する博覧会、スポーツ大会等の各種イベントに際して開設される臨時の放送局は、イベントの円滑な運営に資するとともに、会場周辺における交通情報、道路情報等を効果的に情報提供することにより、入場者等の利便及び会場周辺における交通の安全の確保に役立つことから、臨時の放送局を積極的に活用する。</p> <p>(3) コミュニティ放送の普及促進</p> <p>「コミュニティ放送局」は、市町村の一部区域における需要に応えるためのFM放送で、カーラジオ等FMラジオを通して、地域住民や観光客等へきめ細かな道路交通情報や駐車場情報をリアルタイムに提供できるため、円滑な交通の確保に寄与しており、今後も周波数事情が許す限り普及を図る。</p>	